

加入手続きの負担を軽減!!

大規模団体加入方式

翌月一括追加方式

ラクラク
快適手続き



スポーツ安全保険での通常の加入手続きでは、各団体員の氏名、性別、年齢のご入力が必要で、かつ団体員が増えた際にその都度追加手続きをいただく必要があります。

これらの事務手続きの負担軽減のため、加入人数が200名以上の団体では、一定の条件を満たせば「大規模団体加入方式」または「翌月一括追加方式」のいずれかをご利用いただけます。

200名以上となる時期により、ご選択いただける加入方式が決まります

最初から
2026年度の初回加入時より
200名以上の団体

途中から
2026年度の通常の加入手続きによる
累積加入者が200名以上となった団体

大規模団体加入方式
による加入手続きをご利用可能

翌月一括追加方式
による追加加入手続きをご利用可能

概要

メリット1 団体員名簿の入力不要

年度の初回加入手続きより、加入区分ごとの人数申告のみでの手続きが可能

メリット2 年度内の追加手続き月1回

メリット 年度内の追加手続き月1回

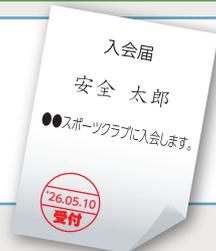
翌月一括追加方式の適用開始日(P.3参照)以降、毎月
の団体への新規入会者の追加加入手続きにおいて、
翌月に一括してお手続きが可能

※各団体員の氏名、性別、年齢に加えて団体への入会日の
入力が必要です。

利用できる
条件

インターネットでのご加入で、人数要件に加え以下のいずれも満たす必要があります。

- ① 団体内で会員名簿が常設され、入会者の増員の都度、メンテナンスがされている
- ② 団体員の入会日を確認できる会員証、入会届などが存在する



用語解説

通常の加入手続き

加入に際し氏名、性別、年齢が必要で、「4月1日」または「掛金の払込日の翌日」のいずれか遅い日の午前0時から補償が始まる加入方式。
追加加入については団体員が増えた都度お手続きが必要です。

被保険者

当保険において補償を受けることができる方をいいます。

大規模団体加入方式

メリット1

団体員名簿の入力不要

年度の初回より、加入区分ごとの人数申告で加入

メリット2

年度内増員者の追加手続きが月1回

区分	補償対象となる団体活動	掛金	人数
A1	スポーツ活動 文化活動・ボランティア活動・地域活動	800円	<input type="text"/> 名
	上記団体活動に加え、個人活動も対象	1,450円	<input type="text"/> 名
	64歳以下	1,850円	<input type="text"/> 名

子ども(中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む。

人数申告での加入!!

加入手続き方法 年度の初回加入時より大規模団体加入方式にてお手続きいただく必要があります。

初回加入

年度初回加入手続きを大規模団体加入方式で実施します

初回加入手続き時に加入人数確認画面が表示されますので、「200名以上」を選択のうえお手続きください。

補償開始 「2026年4月1日」または「掛金払込日の翌日」のいずれか遅い日午前0時から

年度の初回加入手続きは、補償が必要な前日までに手続きを完了させてください。

初回加入手続き時点で受付済みの2026年度会員人数を漏れなくご申告ください。

本年度最初の加入に際して、加入人数の確認をしてください。

加入人数

200名未満

200名以上

◀ 選択

追加加入

追加加入手続きは、毎月の入会者を翌月に一括してお手続き

2026年度内に新たに受付けた入会者の追加加入手続きは、毎月とりまとめて、その翌月の通知期間内に人数を通知のうえ、通知を行った日を含めて10日以内に掛金をお支払いいただけます。

通知期間

毎月の団体への新規入会者の人数の通知期間は、その翌月の1日から10日までとなります。

※翌月10日が「スポあんネット」の運用休止日にあたる場合には、翌運用日までが通知期間となります。

※年度最終3月の団体入会者を対象とした通知期間のみ、2027年3月26日から2027年4月10日までとなります。

※それぞれの通知期間に通知いただける対象者は、その通知期間の前月に団体に入会した方のみです。(注意事項3参照)

補償開始

追加加入者の団体への入会手続き完了時から

5月入会者の追加加入手続きの例

5月の入会者

A	B	C
A1区分	A1区分	C区分
5月1日 入会	5月15日 入会	5月30日 入会

6月1日~10日

5月入会者3名の人数を通知

A1区分	2名
C区分	1名

※5月に退会者があった場合でも、その人数を差引くことなく入会者の人数の合計をご申告いただけます。

通知を行った日を含め10日以内

3名分の掛金を払込み

Aさん	5月1日入会時点から補償
Bさん	5月15日入会時点から補償
Cさん	5月30日入会時点から補償

注意事項

- 初回加入を通常の入会手続きで実施された場合には、200名以上の団体であっても年度途中で大規模団体加入方式に変更することはできません。また、初回加入を大規模団体加入方式で実施された場合、団体の事情により年度内に通常の入会方式に変更することもできません。
- 補償は2027年3月31日午後12時に終了します。
- 各月の団体入会者の追加加入手続きは、その翌月の通知期間に実施いただけます。入会翌月の手続きを失念された場合には、当該入会者を大規模団体加入方式では承ることができません。このような場合にはお電話にてスポーツ安全協会までご照会ください。別途手続方法をご案内いたします。
- 加入手続き時にご申告いただく人数は、実際の団体員数(年度内の退会者を含む。)と一致している必要があります。過少申告があった場合には保険金が支払われないことがあります。また、制度主旨に反する行為があった場合には、以降の大規模団体加入方式でのお手続きをお断りさせていただきます。
- 掛金は支払期限内に必ず払込みください。払込期限を過ぎますと取消し扱いとなります。

翌月一括追加方式

ネット

年度内増員者の追加手続きが月1回

翌月一括追加方式での追加加入手続きが利用できるまでの流れ

年度当初加入

年度内の累積加入者が200名以上となるまでは通常の加入手続きにて実施 **年度当初は通常の加入手続きです**

翌月一括追加方式の適用開始日より前に団体に入会している者の加入手続きは、追加加入手続きも含めて通常の加入手続きとなります。増員があった都度、通常の加入手続きにより実施してください。

補償開始 「2026年4月1日」または「掛金払込日の翌日」のいずれか遅い日午前0時から

翌月一括追加方式の適用開始日とは

2026年度スポーツ安全保険へのインターネットによる通常加入手続きによる累積加入者が200名以上となり、かつ当該加入依頼の補償が開始する日をいいます。具体的には右記のとおりです。

2026年度の累積加入者数が200名以上となる加入手続きの完了日	翌月一括追加方式の適用日
2026年3月31日以前	2026年4月1日
2026年4月1日以降	累積200名以上となる加入手続き完了日の翌日

要利用申込

翌月一括追加方式の選択（利用申込み）

翌月一括追加方式による追加加入手続きを利用するには、**事前に利用申込みが必要です**。
2026年4月1日以降、翌月一括追加方式の適用開始日を迎えましたらご登録のメールアドレスにご案内を差し上げます。メールが届きましたら、スポあんネットにログインを行い、「各種変更」より「翌月一括追加方式の選択」を行ってください。

翌月一括追加方式での追加手続き方法

翌月一括追加

翌月一括追加方式の適用開始日以降の団体入会者の追加手続き

翌月一括追加方式の適用開始日以降の団体入会者の年度内の追加加入手続きは、毎月の入会者を取りまとめて、その翌月の通知期間内に名簿を通知のうえ、通知を行った日を含めて10日以内に掛金をお支払いいただけます。通知いただく名簿には氏名、性別、年齢に加えて、**団体への入会日**が必要となります。

通知期間

毎月の団体への新規入会者の人数の通知期間は、その翌月の1日から10日までとなります。

※翌月10日が「スポあんネット」の運用休止日にあたる場合には、翌運用日までが通知期間となります。

※年度最終3月の団体入会者を対象とした通知期間のみ、2027年3月26日から2027年4月10日までとなります。

※それぞれの通知期間に通知いただける対象者は、その通知期間の前月に団体に入会した方のみです。（注意事項3参照）

補償開始 追加加入者の団体への入会手続き完了時から

5月入会者の追加加入手続きの例

5月の入会者

6月1日～10日

通知を行った日を含め10日以内

A	B	C
A1区分	A1区分	C区分
5月1日 入会	5月15日 入会	5月30日 入会

5月入会者3名の名簿を通知

	氏名	性別	年齢	団体入会日
A1区分	A	男	11	2026/5/1
A1区分	B	女	12	2026/5/15
C区分	C	男	41	2026/5/30

3名分の掛金を払込み

Aさん	5月1日入会時点から補償
Bさん	5月15日入会時点から補償
Cさん	5月30日入会時点から補償

注意事項

1. 翌月一括追加方式を選択された場合には、2026年度内は通常の加入手続きでの追加加入手続きが行えなくなります。
2. 補償は2027年3月31日午後12時に終了します。
3. 翌月一括追加方式での各月の団体入会者の追加手続きは、その翌月の通知期間に実施いただけます。入会翌月の手続きを失念された場合には、当該入会者を翌月一括追加方式では承ることができません。このような場合にはお電話にてスポーツ安全協会までご照会ください。別途手続方法をご案内いたします。
4. 追加加入手続き時にご申告いただく各団体員の入会日は、入会日が確認できる書類の日付と一致している必要があります。実際の入会日が入力の入会日と異なる場合等、保険金のお支払い時にご入力いただいた入会日の正当性が確認できない場合には、補償の開始は掛金の払込日の翌日午前0時として取扱います。また、制度主旨に反する行為があった場合には、以降の翌月一括追加方式でのお手続きをお断りさせていただきます。
5. 掛金は支払期限内に必ず払込みください。払込期限を過ぎますと取消し扱いとなります。

■ 保険金請求時に必要となる書類 保険金請求時には以下の書類のご提出が必要です。

大規模団体加入方式

以下のいずれもご提出いただけます。

- ① 団体で作成、管理を行っている会員名簿のうち、被保険者[■]が掲載されているページのコピー
- ② 被保険者の団体への入会日が確認できる書類(会員証・入会届など)のコピー

翌月一括追加方式

掛金のお支払い以前の事故である場合には、被保険者の団体への入会日が確認できる書類(会員証・入会届など)のコピーをご提出いただけます。

※上記書類をご提出いただけない場合や加入時の入力内容と上記書類内容に相違がある場合には保険金が支払われないことがあります。

■ よくあるご照会

大規模団体加入方式に関するご照会

- Q1** 毎月の入会者の追加加入時に、その月の退会者の人数を差引いた人数を申告しても良いですか。

退会者の掛金を他の団体員の掛金に振替えることはできません。退会者の人数は差引くことなく、新規入会者の人数を申告してください。

例：新規入会者10名、退会者1名
⇒ ○10名 ×9名

翌月一括追加方式に関するご照会

- Q1** 団体員名簿に入力を行う「団体への入会日」とは何ですか。

貴団体の会員として身分が確立した日をいいます。それぞれの団体の入会要件に照らし合わせ、適切な日を入会日としてご入力ください。なお、保険金請求時にご提出いただく入会日が確認できる書類に記載の日付と合致している必要があります。

大規模団体加入方式・翌月一括追加方式 共通のご照会

- Q1** 2026年度の初回加入は200名未満でしたが、追加加入者を含めた累積加入人数が200名を超えた場合、大規模団体加入方式を利用できますか。

この場合、利用できるのは翌月一括追加方式となります。なお、次年度以降、初回加入時に200名以上となっていれば、その年度より大規模団体加入方式に切り替えることは可能です。

- Q2** 200名の人数要件を満たす全ての団体が大規模団体加入方式または翌月一括追加方式を利用できますか。

それぞれの方式について、人数要件の他に以下の条件をいずれも満たす必要があります。

- ① 団体内で会員名簿が常設され、入会者の増員の都度メンテナンスがされていること
 - ② 団体員の入会日が確認できる会員証、入会届などが存在すること
- これら条件を満たさない場合には、通常の加入手続きでのご加入となります。

- Q3** 利用条件の入会日が確認できる書類には、どのようなものが必要ですか。

それぞれの団体員がいつ団体に入会したのかを客観的に示せるものであれば形式は問いません。(氏名、日付の記載必須)

例としては以下のとおりです。

- ① 入会受け付け時に受付日付印等で受付日が記された入会届など
- ② 入会金の領収日が入会日となる場合には、領収日が明記された領収証の控えや振込記録などが記載されている通帳など
- ③ 学童保育団体などで、審査後に会員の身分が確立する場合には、決定通知書など

- Q4** 翌月に一括して追加手続きを行った際に補償が開始される「入会手続き完了時」とはいつですか。

それぞれの団体の入会要件に照らし合わせ、会員として身分が確立した時点をいいます。

- Q5** 2025年度に大規模団体加入方式または翌月一括追加方式を利用している場合、2026年度の初回加入手続きはどのようになりますか。

大規模団体加入方式および翌月一括追加方式にて翌月に一括して加入手続きをいただけるのは当該年度(ご照会のケースでは2025年度)の「追加」加入のみとなります。

2026年度の初回加入手続きは、補償が必要な前日までにお手続きが必要となります。

- Q6** 5月入会者を翌月(6月)の通知期間に手続きを失念したため、7月の通知期間に追加加入手続きをしても良いですか。

各月の入会者は、その翌月の通知期間に追加加入手続きをいただくことになっています。5月の入会者は6月の通知期間にしかお手続きできません。

このような失念があった場合には、速やかにスポーツ安全協会までご連絡ください。別途、通常の加入手続きによる追加加入手続きをご案内いたします。

- Q7** 複数の担当で加入手続きを分担するための会員内IDの利用と、大規模団体加入方式または翌月一括追加方式とを併用することはできますか。

会員内IDを利用している作業分担と、一括して追加手続きを行うこれらの方式の利用を併用することはできません。

